

鳥取 報

発行所 鳥取市役所 鳥取市西町 代表電話4111番
編集者 鳥取市議務課 鳥取市片原2ノ32 印刷所 高木印刷所 電話2707番

地財再建法は 市民生活にどうひびく 税金の完納が 増税を喰いとめる

第29臨時国会で、赤字に... 税金の完納が、増税を喰いとめる。市民生活にどうひびくか。地方財政再建法は、赤字に... 税金の完納が、増税を喰いとめる。市民生活にどうひびくか。地方財政再建法は、赤字に...



市民の皆さんから浄財を募って... 重要文化財の修理工事。鳥取市役所が、重要文化財の修理工事を進めています。市民の皆さんから浄財を募って、修理工事に使われます。

進む修理工事 重要文化財 樗谿神社

修理工事の手順から... 樗谿神社の修理工事が進んでいます。重要文化財としての価値を高めるため、丁寧な修理工事が行われています。

鳥取市政の時間... 毎週月・金曜日の午前9時35分になりましてラジオのスイッチを入れましょう

鳥取市政の時間... 毎週月・金曜日の午前9時35分になりましてラジオのスイッチを入れましょう。市民の生活に役立つ情報を提供します。

次々にさまる 新しい区長さん

昭和31年度の新しい部... 区長選挙の結果が発表されました。次々に新しい区長さんが誕生しています。市民の代表として、市政の発展に努めます。

三日に一度の出火 一月の火災状況

今年こそはどうか火事... 一月の火災状況が発表されました。三日に一度の出火が繰り返されています。火災予防の意識を高めてください。

参院補欠選挙に使う 補充名簿の登録申請を

来る4月4日... 参院補欠選挙に使う補充名簿の登録申請を。選挙の公正な実施のために、登録申請をお願いします。

危い！ 風のシツホに 金パク紙

寒さにも負けない子供... 危い！ 風のシツホに金パク紙。子供たちが遊ぶときに注意してください。安全な遊び方を教えてください。

借り易くなる 住宅資金

住宅融資保険ができて... 借り易くなる住宅資金。住宅融資保険ができて、借りやすくなりました。住宅購入のチャンスです。

西尾新平氏 選管委員長に

市の選挙管理委員会... 西尾新平氏が選管委員長に就任されました。選挙の公正な実施のために尽力をお願いします。

工事が進むにつれて... 樗谿神社の修理工事。工事が進むにつれて、神社の姿が少しずつ変わっています。

懸賞論文 補助金に関する 経理の状況と その改善策

懸賞論文 補助金に関する経理の状況とその改善策。経理の状況を改善するための策を提案しています。

募集 補助金に関する 経理の状況と その改善策

募集 補助金に関する経理の状況とその改善策。募集の状況を改善するための策を提案しています。

警署だより

鳥取署

シグナル嬢は語る

とりせん 十字路にお目見えの 青、黄、赤の三つの眼

私達は昨年、山陰に初めてお目見えしました。とりせん十字路のシグナル嬢(?)でございます。

お目見え以来私達は、大雪注意報の日も、雨の日も風の日も、そして大寒の日のみ、休みなく、只黙々と、人通りを見つめています。

とりせん十字路の交通状況はどうか、とお尋ねになりました。私達は他所を知らずから、比較的論を申上げることはできませんが、人通りのことを、私達の示すところを守らん人はどうか、といふことなら詳しくお話しすることが出来ます。

金銭的成績のことですか。そうですね、私達が見ていますところを遠慮なく申上げますと、概して良好の成績といえると思ひます。

私達は、毎日こうして立っておりまして山陰の方に、いや鳥取の方をじっと見つめていて特に感じることを申上げますと、

第一、とりせん十字路は非常に交通量が多いといふこととあります。

歩行者 三四四四
自動車 八五
軽自動車 二二〇
原動機付自転車 二四
自転車 一六九五
その他 二一

歩行者 二九〇四
自動車 三六
軽自動車 二二〇
原動機付自転車 二二
自転車 一三二二
その他 五

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六

歩行者 五一一九
自動車 八五
軽自動車 二二四
原動機付自転車 一六
その他 六



(とりせん前十字路のシグナル)

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

一、黄色は進め
二、黄色は注意
三、赤色は止れ
四、青色の矢印は車馬は矢印の方向に進むことができる。
五、黄色の矢印は軌道直進

【問】とりせん十字路にシグナルが出来まして約二ヶ月、凡その事は分りました。青黄赤の意味も大体分りますが交通法規ではどう定めてありますか。詳しく説明して下さい。

【答】道路交通取締法施行令に次のように定めています。

○シグナルの意味(第二条)

自動車損害賠償保障保険

昭和三十年七月二十九日法律第九七号を以て公布された自動車損害賠償保障法は、それそれの車輛の種別により施行期日が異なり、二月二十一日までに全車輛が保険契約をせねば運行の用に供することができず、未契約車輛の運行違反は三月以下以下の懲役三万円以下の罰金となつております。

○二月一日まで

自動車
①乗合自動車
②営業及自家用自動車
③けん引自動車
④けん引自動車
⑤けん引自動車
⑥けん引自動車
⑦けん引自動車
⑧けん引自動車
⑨けん引自動車
⑩けん引自動車

二注意(黄色)

歩行者は道路を横断することができない。但し歩行者が道路を横断している場合は、すみやかに横断を終るか又は交差点の外に出なければならぬ。

車馬は交差点に入る直前(停止線又は横断歩道の直前)で停止しなればならぬ。但し交差点に入っている場合は、すみやかに交差点の外に出なければならぬ。

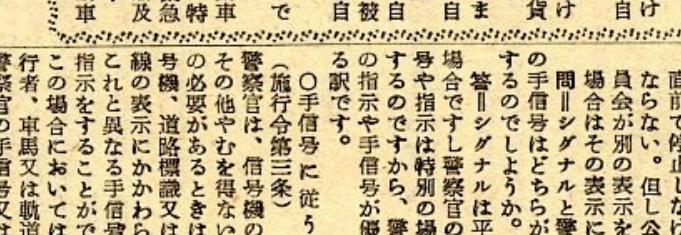
三止れ(赤色)

歩行者は、道路を横断することができない。

車馬は、交差点に入る直前で停止しなればならぬ。但し公安委員会が別の表示をした場合は、その表示に従う。

シグナルと警察官の指示が異なる場合は、警察官の指示が優先する。

参考図



【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

シグナル嬢には

どのように従うべきか

道路交通法規の定めなど

是丈では詳しい事が分りかねますが、更に次の通り定めていますので、よくおわかり願います。

○交通方式(簡条①)

一進め(青色)

歩行者は、横断歩道又は横断歩道に接する直前に、一時停止した後に進行することができ、このように説明してあります。

○左折(左折)又は右折(右折)の場合

左折(左折)又は右折(右折)する場合、歩行者は、横断歩道又は横断歩道に接する直前に、一時停止した後に進行することができ、このように説明してあります。

二注意(黄色)

歩行者は、道路を横断することができない。但し歩行者が道路を横断している場合は、すみやかに横断を終るか又は交差点の外に出なければならぬ。

車馬は、交差点に入る直前(停止線又は横断歩道の直前)で停止しなればならぬ。但し交差点に入っている場合は、すみやかに交差点の外に出なければならぬ。

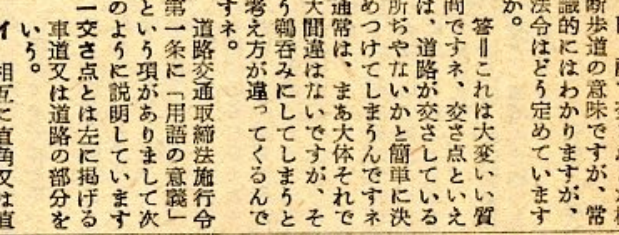
三止れ(赤色)

歩行者は、道路を横断することができない。

車馬は、交差点に入る直前で停止しなればならぬ。但し公安委員会が別の表示をした場合は、その表示に従う。

シグナルと警察官の指示が異なる場合は、警察官の指示が優先する。

参考図



【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

シグナル嬢には

どのように従うべきか

道路交通法規の定めなど

是丈では詳しい事が分りかねますが、更に次の通り定めていますので、よくおわかり願います。

○交通方式(簡条①)

一進め(青色)

歩行者は、横断歩道又は横断歩道に接する直前に、一時停止した後に進行することができ、このように説明してあります。

○左折(左折)又は右折(右折)の場合

左折(左折)又は右折(右折)する場合、歩行者は、横断歩道又は横断歩道に接する直前に、一時停止した後に進行することができ、このように説明してあります。

二注意(黄色)

歩行者は、道路を横断することができない。但し歩行者が道路を横断している場合は、すみやかに横断を終るか又は交差点の外に出なければならぬ。

車馬は、交差点に入る直前(停止線又は横断歩道の直前)で停止しなればならぬ。但し交差点に入っている場合は、すみやかに交差点の外に出なければならぬ。

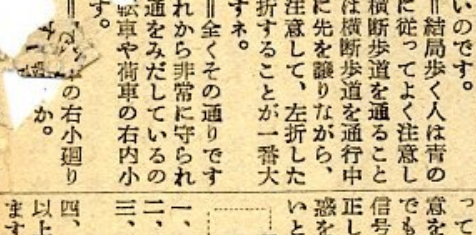
三止れ(赤色)

歩行者は、道路を横断することができない。

車馬は、交差点に入る直前で停止しなればならぬ。但し公安委員会が別の表示をした場合は、その表示に従う。

シグナルと警察官の指示が異なる場合は、警察官の指示が優先する。

参考図



【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。

【問】所で交差点とか横断歩道の意味ですが、常識的にはわかりませんが、法的にはどう定めていますか。

【答】これは大変難しい質問です。交差点とは、道路が交差しているところをいいます。横断歩道とは、道路を横断するための歩行者の通路をいいます。